

三芳小学校PTA会員 各位

三芳小学校
PTA会長 矢島 佑

(一社) 埼玉県PTA安全互助会
個別(任意)加入「団体傷害保険」のご案内

立春の候、会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃より、本校PTA活動に対し格別なるご理解・ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。
さて、皆さまご存知のとおり、「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」により、埼玉県では、自転車利用者に対し自転車損害保険等の加入が「義務化」となっております。

これをうけて、当PTAでは、万一の事故の際に未加入のご家庭がないよう「団体傷害保険」をご案内しております。この団体保険は、お子さまとご家族の自転車事故をはじめとする日常生活における賠償事故とお子さまのおケガを補償します。人格権侵害・被害事故の弁護士費用を補償するプランもあります。

また、学校配布タブレットを誤って破損してしまった場合等の賠償補償も全プランに追加され、充実した内容となっております。

さらに、来年度2025年より自動継続を採用し、毎年の面倒な加入手続きは不要となります。(小学校は6年生まで、中学校、高等学校は3年生まで自動継続)。加入をご希望のご家庭は、「団体傷害保険」リーフレットをご参照のうえ、お手続きをお願いいたします。

記

【傷害総合保険の賠償責任補償】概要

- 保険期間：2024年4月1日午後4時から2025年4月1日午後4時まで 1年間
⇒⇒2025年より自動継続(小学校は6年生まで、中学校、高等学校は3年生まで)
- 申込締切：2024年3月31日(日)

補償	保険金額	補償内容	被保険者(保険の対象者)の範囲
賠償責任	1億円 または 2億円 (自己負担額なし)	<p>お子さま、またそのご家族が誤って他人にケガなどをさせたり、他人の財物を壊したこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。</p> <p>《事故例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車で歩行人に衝突してケガをさせてしまった ・飼犬が他人に噛みついてケガをさせてしまった ・学校配布タブレットを自宅に持ち帰っている間に誤って壊してしまった <p>(注)授業および部活動などの学校管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。 また、業務中の賠償事故は補償の対象となりません。</p> <p>「示談交渉サービス(国内のみ)」がご利用いただけます。 お客さまに代わって、損保ジャパンが示談交渉をお引受けし事故の解決にあたります。</p>	<p>ご本人※1(お子さま)とご家族(同居の親族※2)</p> <p>なお、被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます</p>

- ※1 本人とは傷害総合保険に加入するためにリストに登録された「園児・児童・生徒」のことです。
- ※2 親族とは、6親等内の血族、3親等内の姻族です。

《中途加入》

《手続方法》	《申込期間》
WEB加入	2024年4月1日から2024年10月31日まで

以上

個人情報の取扱いについて
保険契約者(埼玉県PTA安全互助会)は、本契約に関する個人情報(学校名・氏名・生年月日等)を、損害保険ジャパン(株)に提供します。
個人情報の取扱いに関する詳細については損害保険ジャパン(株)公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

※ ご不明点等がございましたら、取扱代理店:株式会社カイトー(TEL:03-3369-3107)までお問合せください。

<任意加入用>

※このご案内は情報を提供するものであり、当PTAが加入を強制するものではありません。